

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)						(所在地)					
	A122		南小国町長 高橋 周二						熊本県阿蘇郡南小国町赤馬場143					
経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)														
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林跡	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	宇黄川	4665	40	34	山林	1.19	スギ	64	公告の日から	森林経営管理権を設定した日を含む年度の翌年度の初日から起算して10年を経過する日まで(2036年03月31日まで)	・アは、存続期間中に除伐または間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ・乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	・経営管理権に基づき乙が実施する除伐または間伐は、林内環境の改善を目的とした応急的な施業であり、伐採木の売却を目的とするものではないが、施業の結果生じた木材の販売収益がある場合には本事業の経費に充当する。 ・本計画により経営管理権の設定を受けた森林の間伐、巡視及び森林保険への加入に要する経費は、全額南小国町の負担とする。	・乙から甲に対して金銭の支払は行わない。	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

